

交流人口の増加策を問う



質問者
小澤 啓司 議員

(1) 松田町は交通の便に恵まれ風光明媚な環境を有していますが、居住区域が狭小なため人口増加には限界があります。

交流人口の増加を図ることが、町の発展・賑わいの原点と考えます。そこで、次のことをお伺いします。

- ① 更なる観光客増加策として、宿泊型施設の整備やふるさと納税者のリピーター対策などどのようなようにされていますか。また、衰退が続く商店街の活性化について、不足業種の誘致や空き店舗対策など進展はみられていますか。
- ② 文化的イベントの年間計画や図書館利用

の促進策は、どのように行われていますか。

(2) 平成28年12月の一般質問で「家庭用消火器の全戸常備」を提案しましたが、経過報告を求めます。

A 町が元気になるよう更に努力を続ける



回答 (町長)

(1) 松田町の入込観光客数は、平成28年まで微増傾向にあるが、宿泊客数は1%にも満たない。寄地区民宿施設のPRと管理センター宿泊機能を充



寄自然休養村管理センターも宿泊ができる

実させ、農家民泊の可能性も検討する。

ふるさと納税リピーター対策として、年間イベントや観光情報の積極的な提供、具体的施策への寄付を依頼するなど連携を深める。

買い物支援対策アンケートから、不足業種として食料品、日用品、書籍を指摘されている。町の

民間の住宅環境整備について



質問者
石内 浩 議員

新しく2つの町住宅整備事業が動き出しましたが、民間の借家、アパートの整備更新施策を共に

賑わいを創出するため、商店街空き店舗対策事業を進め、家賃補助期間の

延伸や店舗改装費を補助するなど買い物機能の充実を図っていきたい。

(2) 家庭用消火器の普及については、安心な業者を選定し購入や相談ができるよう平成30年度から実施する。

A 空き家を町の財産に



回答 (町長)

(1) 「町屋地区住宅」の入居者の抽選に漏れた方には、優先的に時期入居者として登録をさせていただき、退去される方についても、子育て支援事業や家賃補助制度など、町

対策を含め、次の点についてお聞きします。

(1) 町屋地区住宅の入居が抽選になった場合、抽選に漏れた方や今後入居年限により退去される方の対応策は。

(2) 本年8月に発定した「全国空き家対策推進協議会」や「空き家管理士」などへの本町の対応は。

(3) 松田町での「空き家対策特措法」の具体的な適用事例は。

の優位点を紹介し、定住促進につなげる。

(2) 「全国空き家対策推進協議会」には、県内では本町を含め20の市町村が参加し、情報交換や専門家等と連携をして空き家対策に取り組んでいる。

また、「空き家管理士」を含め多くの民間資格があり、空き家等に関する対策につなげていく。また、空き家の発生を予防するための情報提供や財産管理制度活用の具体化にも取り組んでいく。

(3) 「空き家対策特措法」に基づく危険となる恐れのある「特定空家等」は現時点では認定はない。今後、空き家にならない予防推進や活用促進等を基本に総合的な対策を進めていく。



解体が進む旧警察官舎(町屋)